

表彰規程

(総則)

第1条 一般社団法人福島県理学療法士会(以下、本会とする)定款細則第5条に基づき表彰の種類および基準について定める。

(目的)

第2条 この規程は、表彰を公正かつ円滑に行うことを目的とする。

(表彰委員会)

第3条 表彰に係る事務を行うために表彰委員会をおく。

2 表彰委員会は、委員長1名、委員1名をもって構成し、理事会が選任する。

(表彰の種類)

第4条 この規定に定める表彰は、本会が行う功労賞、特別功労賞および本会以外の公的ならびに準公的機関の行う表彰への推薦(以下、本会外表彰とする)とする。

(選考基準)

第5条 選考の対象は、本会会員の資格を有し、または本会会員であった者ならびに本会活動に寄与した団体とする。

2 功労賞は、次の各号の一つに該当するときこれを表彰する。

- (1) 本会会員歴30年以上で本会活動に貢献した者
- (2) 本会運営に貢献し、その功績が顕著な者及び団体
- (3) 県民の模範となる善行をした者
- (4) その他の功績があり理事会の推薦する者及び団体

3 特別功労賞は、次の各号の一つに該当するときこれを表彰する。

- (1) 理学療法の学術研究・技術開発・振興に貢献し、その功績が顕著な者及び団体
- (2) 社会福祉の向上に尽力し、その功績が顕著な者及び団体
- (3) 本会運営に貢献し、その功績が顕著な者及び団体
- (4) 本会の活動に資する多額の寄付をした者及び団体
- (5) 本会支部役員ならびに本会役員として併せて8期以上にわたり就任し本会活動に貢献した者
- (6) その他の功績があり理事会の推薦する者及び団体

4 本会外表彰は、表彰を行う機関の基準に該当する者

(選考方法)

第6条 選考方法は次のとおりとする。

- (1) 功労賞、特別功労賞は、第5条2項ならびに3項に定める基準に基づき表彰委員会が推薦し、理事会で決定する。
- (2) 本会外表彰は、第5条4項に定める基準に該当する者を理事会が推薦し、表彰委員

会が必要な手続きを行う。

(表彰の方法)

第7条 功労賞、特別功労賞の表彰は、総会または記念行事において表彰状及び副賞を授与して行い、本会広報誌等に登載してこれを公表する。

2 本会外表彰は、実施機関の表彰があったことを広報誌等に登載してこれを公表し、直近の総会または記念行事において披露する

3 前項の規定にかかわらず特に必要があるときは、表彰の事由が生じたときに随時行う。

(本会外表彰の事務)

第9条 第6条2号に定める理事会が推薦する本会外表彰対象者があった場合、表彰委員会は以下の各号に従い推薦の事務を行う。

(1) 事前に本人の承諾を得て功労調書等の調査を行うものとする。

(2) 推薦に係る文書(功労調書等)の作成は、表彰委員長より被推薦者の在籍する支部長に依頼し、支部長もしくは支部長が選任した者が行う。

(3) 主催する機関により指定された功労基準に基づき、表彰者の従事した行動や業務の内容、功績の程度を具体的に調査し、経歴、賞罰等は、慎重にかつ詳細に記載する。

(4) 同一表彰への再提出の際は、表彰委員会で必要事項の修正・加筆を行い提出することとする。追加調査が必要な場合に限り、前号に準じ調査、作成を行うこととする。

2 訪問調査に係る行動費は、本会行動費規定にかかわらず、1回の推薦者への訪問調査につき、1,500円、資料作成に係る事務費を1資料につき2,000円とし、作成者に支払うこととする。なお、当該資料作成に係る行動費、事務費等経費については帳票を作成し、理事会に報告することとする。

付 則

1. この規程は、平成29年9月1日から実施する。